

2. 日本標準産業分類の改訂要旨と主要な改訂点

(1) 日本標準産業分類改訂に関する統計審議会への諮問

総統企第22号

平成13年2月16日

統計審議会会長

竹内 啓 殿

総務大臣

片山 虎之助

諮問第268号

日本標準産業分類の改訂について

標記について、統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令（昭和26年政令第127号）第2条第3項の規定に基づき、統計審議会の意見を求める。

理 由

現行の日本標準産業分類については、平成5年10月の改訂以降の情報通信の高度化、経済活動のソフト化・サービス化、少子・高齢社会への移行等に伴う産業構造の変化に適合するよう、その改訂について検討する必要がある。